



2019年10月29日

各位

株式会社エックスネット

## 株式会社横浜銀行に対する個人向け信託管理システム提供開始について

株式会社エックスネット(代表取締役社長:茂谷武彦、以下「当社」という。)は、株式会社横浜銀行(代表取締役頭取:大矢恭好、以下「横浜銀行」という。)に対し、個人向け信託管理システム(以下「当社システム」という。)の提供を開始致しました。

具体的には、2019年10月29日より「遺言代用信託(解約制限機能付)」について、システム提供を開始致しました。

「遺言代用信託」は、契約者がお亡くなりになった際に、契約内容に従いあらかじめ指定したご家族等への金銭の払出しがスムーズに行える特長を持っており、累計件数が全国で16万件を超える相続対策に適した信託商品となりますが、今般、横浜銀行は遺言代用信託に「解約制限機能」も付加することを可能としました。

「解約制限機能」を付加することで、以下のようなニーズに応えることが可能となります。

- ① 契約者が認知症等で判断能力を失う前に、自らの意思で「受益者代理人」を選任し、信頼できる受益者代理人に財産管理を任せられることができる。(認知症対策)
- ② 受益者代理人が財産管理を担うことで、契約者単独での解約(金銭の払出し)を制限することが可能となるため、不正振込み等の防止効果が見込める。(振り込め詐欺対策)

横浜銀行は2019年9月30日に信託兼営認可を取得し、自行にて個人向け信託を取り扱うことが可能となりましたが、このような社会的ニーズの高い商品性に対応可能なシステムとして、地方銀行業界で圧倒的なシェアを持つ当社システムを採用頂きました。

当社システムの導入メリットは以下の通りとなります。

- ① これまでの多数の導入実績から培った信託ノウハウを活かし、必要となる管理機能(顧客向け・当局向け・行内向けなど)を提供できる体制が整っているため、信託本体参入の意思決定から取扱開始までの準備期間を大幅に短縮することが可能です。
- ② サービス提供の形態(月額固定の利用料を頂戴し、当社所有のアプリケーションと基盤環境をご利用頂くという形態)によって、自社開発に比べてシステム対応コストを大幅に削減することが可能です。



当社は、今後も地方銀行においてニーズ拡大が見込まれる資産承継・贈与ニーズに加え、認知症対策、振り込め詐欺対策といった時流に即したニーズに幅広くお応えして参ります。

報道機関向け問い合わせ先  
株式会社エクスネット  
第一金融サービス本部  
03-5367-2236  
担当：野口・櫻澤・宮原

以上